



三重県公報

平成30年2月27日 (火)

第 2983 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
4	三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則	(中小企業・サービス産業振興課)	2
告 示			
124	介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出	(長寿介護課)	2
125	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	2
126	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	2
127	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業廃止の届出	(同)	3
128	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
129	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	4
130	北勢中央公園の利用料金の承認	(都市政策課)	4
131	鈴鹿青少年の森の利用料金の承認	(同)	5
132	亀山サンシャインパークの利用料金の承認	(同)	5
133	熊野灘臨海公園の利用料金の承認	(同)	6
134	大仏山公園の利用料金の承認	(同)	6
135	都市計画事業の認可	(同)	7
公 告			
	三重県表彰規則の規定による表彰者	(障がい福祉課)	7
	同件	(競技力向上対策課)	7
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整課)	8
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(同)	9
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	9
特定調達公告			
	落札者を決定した旨	(鈴鹿地域防災総合事務所)	10

規 則

三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成三十年二月二十七日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四号

三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則
三重県中小企業等支援資金貸付規則（昭和三十八年三重県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。
別表第二備考第十号中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 124 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定辞退の届出がありました。
平成 30 年 2 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	指定辞退年月日	サービスの種類
2410505297	医療法人社団壽康会吉田クリニック	津市栗真中山町 79-5	医療法人社団壽康会	平成 30 年 1 月 31 日	介護療養型医療施設

三重県告示第 125 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。
平成 30 年 2 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 日 年 月 日
2450400078	一般社団法人風	亀山市北鹿島町 1 番 13 号	子ども・子育てサポートセンター時の旅人	亀山市北鹿島町 1 番 13 号	児童発達支援、放課後等デイサービス	平成 30 年 2 月 1 日

三重県告示第 126 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。
平成 30 年 2 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 日 年 月 日
2412720449	特定非営利活動法人さくら	多気郡明和町大字齋宮 3579-1	さくら	多気郡明和町大字齋宮 3579-1	就労継続支援 B 型	平成 30 年 2 月 1 日

2412900579	特定非営利活動法人 Peace Design	志摩市磯部町恵利原 2315 番地	オレンジ色の犬	志摩市阿児町鶴方 4050 番地	就労継続支援 B 型	平成 30 年 2 月 1 日
2410100834	一般社団法人 桔梗	桑名市小貝須字 柳原 441-1	就労継続支援 A 型事業所ききょう 就労継続支援 B 型事業所さくら	桑名市小貝須字 柳原 441-2	就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型	平成 30 年 2 月 1 日
2410100826	株式会社暖手	桑名市大字大福 304 番地	えみて	桑名市大字大福 304 番地	短期入所	平成 30 年 2 月 1 日
2410201723	社会福祉法人 悠和会	四日市市中部 17 番 11 号	ヘルパーステーションこまち	四日市市中部 17 番 11 号	居宅介護 重度訪問介護	平成 30 年 2 月 1 日
2410201731	社会福祉法人 悠和会	四日市市中部 17 番 11 号	ヘルパーステーションこまち四日市南	四日市市采女が丘 1 丁目 164 番地	居宅介護 重度訪問介護	平成 30 年 2 月 1 日
2410800912	社会福祉法人 洗心福祉会	津市本町 26 番地 13 号	ふたみ訪問介護ステーションシルバークア豊壽園	伊勢市二見町三津 855	居宅介護 同行援護	平成 30 年 2 月 1 日

三重県告示第 127 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 2 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2411200294	社会福祉法人伊賀昴会	伊賀市四十九町 2107	太陽作業所	伊賀市四十九町 2264-13	就労移行支援	平成 30 年 1 月 31 日
2412100147	株式会社 トータルサポート三重	員弁郡東員町六杷野新田藪の内 153 番地	とういん・ヘルパーステーション	員弁郡東員町六杷野新田 253-1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成 30 年 1 月 31 日

三重県告示第 128 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 2 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイクエア ザ・ビッグ津藤方店、トイザラス津店
津市大字藤方字中興 985 番 1 ほか 23 筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ベイスクエア ザ・ビッグ津藤方店、トイザラス津店
(変更後) ベイスクエア ザ・ビッグ津藤方店、トイザラス津店

- 3 変更年月日
平成 29 年 9 月 22 日
- 4 変更理由
店舗名称の変更のため
- 5 届出の日
平成 30 年 2 月 15 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 2 月 27 日から同年 6 月 27 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 129 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 2 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) マルヤス芸濃店
津市芸濃町椋本字一ツ谷 3055 番 1 ほか
- 2 津市から聴取した意見
 - (1) 騒音の発生に係る事項
 - ア 騒音について、三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）第 2 条で規定する特定（指定）施設を設置する場合は、届出を行うとともに、敷地境界における騒音を検証し、当該条例の排出基準を遵守すること。
 - イ 夜間の自動車利用や青年等の集等による騒音の発生が懸念されるため、苦情及び問題が生じた場合は速やかに対応すること。
 - (2) その他の事項
 - ア (仮称) マルヤス芸濃店の場所に関しては、芸濃小学校及び芸濃中学校の校区であり、児童生徒の通学路の近くであることから、工事の施工にあたっては、児童生徒の通学路を工事車両等が通行すると思われるため、交通誘導員を配置する等、通学時（登下校時）の交通安全対策について配慮すること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 2 月 27 日から同年 3 月 27 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 130 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、北勢中央公園の利用料金を次のとおり承認しました。

平成 30 年 2 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定管理者
株式会社名阪造園
代表取締役 田中 清平
- 2 利用料金の額

種別	単位	金額
----	----	----

1 行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合 (1) 物品の販売その他の営業を行うもの (2) ロケーションを行うもの (3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額 1 平方メートル 日額 1 台 日額 1 平方メートル	37 円 1,290 円 37 円
2 公園施設を利用する場合 (1) 野球場	1 時間	児童生徒等 540 円 その他の者 1,080 円 (夜間照明設備を利用する場合は、上記の金額にそれぞれ 5,400 円を加算した額とする。)
(2) 野球場附属施設等（本部室、放送室及び放送設備をいう。） (3) テニスコート	1 時間 1 時間 1 面	児童生徒等 320 円 その他の者 640 円 児童生徒等 320 円 その他の者 540 円 (夜間照明設備を利用する場合は、上記の金額にそれぞれ 1,080 円を加算した額とする。)

備考 金額が、時間、日、メートル又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。

- 3 利用料金の承認年月日
平成 30 年 2 月 9 日
- 4 利用料金の適用年月日
平成 30 年 4 月 1 日

三重県告示第 131 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、鈴鹿青少年の森の利用料金を次のとおり承認しました。

平成 30 年 2 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定管理者
三重県森林組合連合会
代表理事会長 朝尾 高明
- 2 利用料金の額

種別	単位	金額
行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合 (1) 物品の販売その他の営業を行うもの (2) ロケーションを行うもの (3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額 1 平方メートル 日額 1 台 日額 1 平方メートル	37 円 1,290 円 37 円

備考 金額が、時間、日、メートル又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。

- 3 利用料金の承認年月日
平成 30 年 2 月 8 日
- 4 利用料金の適用年月日
平成 30 年 4 月 1 日

三重県告示第 132 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、亀山サンシャインパークの利用料金を次のとおり承認しました。

平成 30 年 2 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定管理者
サンシャインパーク GM

代表者 北川 亨

2 利用料金の額

種別	単位	金額
行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
(1) 物品の販売その他の営業を行うもの	日額 1 平方メートル	37 円
(2) ロケーションを行うもの	日額 1 台	1,290 円
(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額 1 平方メートル	37 円

備考 金額が、時間、日、メートル又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。

3 利用料金の承認年月日

平成 30 年 2 月 8 日

4 利用料金の適用年月日

平成 30 年 4 月 1 日

三重県告示第 133 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、熊野灘臨海公園の利用料金を次のとおり承認しました。

平成 30 年 2 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定管理者

紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社

代表取締役社長 吉川 勝也

2 利用料金の額

種別	単位	金額
行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
(1) 物品の販売その他の営業を行うもの	日額 1 平方メートル	37 円
(2) ロケーションを行うもの	日額 1 台	1,290 円
(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額 1 平方メートル	37 円

備考 金額が、時間、日、メートル又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。

3 利用料金の承認年月日

平成 30 年 2 月 13 日

4 利用料金の適用年月日

平成 30 年 4 月 1 日

三重県告示第 134 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、大仏山公園の利用料金を次のとおり承認しました。

平成 30 年 2 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定管理者

有限会社太陽緑地

代表取締役 吉川 信吾

2 利用料金の額

種別	単位	金額
1 行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
(1) 物品の販売その他の営業を行うもの	日額 1 平方メートル	37 円
(2) ロケーションを行うもの	日額 1 台	1,290 円
(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額 1 平方メートル	37 円
2 公園施設を利用する場合		

(1) 野球場	1 時間	児童生徒等 540 円 その他の者 1,080 円 (夜間照明設備を利用する場合は、上記の金額にそれぞれ 5,400 円を加算した額とする。)
(2) テニスコート	1 時間 1 面	児童生徒等 320 円 その他の者 540 円 (夜間照明設備を利用する場合は、上記の金額にそれぞれ 1,080 円を加算した額とする。)

備考 金額が、時間、日、メートル又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。

- 3 利用料金の承認年月日
平成 30 年 2 月 8 日
- 4 利用料金の適用年月日
平成 30 年 4 月 1 日

三重県告示第 135 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 30 年 2 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称
津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
津都市計画公園事業
4・4・7 号香良洲高台防災公園
- 3 事業施行期間
平成 30 年 2 月 27 日から平成 37 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
津市香良洲町字新開地
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

三重県表彰規則（昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1）第 2 条の規定により、平成 30 年 2 月 15 日次の者を表彰しました。

平成 30 年 2 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 分	名 前	競 技
三重県スポーツ優秀賞	岡田 和也	陸上競技（砲丸投）
〃	松村 明純	ボウリング

三重県表彰規則（昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1）第 2 条の規定により、平成 30 年 2 月 15 日次の者を表彰しました。

平成 30 年 2 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 分	名 前	競 技
三重県スポーツ特別功労賞	衛藤 昂	陸上競技
〃	高橋 侑希	レスリング
〃	伊藤 彩香	レスリング
〃	土性 沙羅	レスリング
〃	山田 優	フェンシング
三重県スポーツ特別賞	中井 求	水泳(競泳)
〃	藤波 俊一	レスリング
三重県スポーツ優秀賞	名倉 千晃	陸上競技
〃	坂 圭祐	サッカー
〃	旗手 怜央	サッカー
〃	奥山 奈映	バレーボール
〃	平松 美有紀	バレーボール
〃	安里 圭亮	体操
〃	西村 文男	バスケットボール
〃	奥野 春菜	レスリング
〃	奥野 里菜	レスリング
〃	多田 仁美	ハンドボール
〃	内田 理久	ソフトテニス
〃	東 克樹	野球
三重県スポーツ新人賞	海星中学校男子テニス部	テニス
〃	三重県立四日市商業高等学校女子テニス部	テニス
〃	宮川ボートクラブ	ボート
〃	三重高等学校女子ソフトテニス部	ソフトテニス
〃	山田 祥平	水泳(水球)
〃	井上 すず	水泳(水球)
〃	西田 有志	バレーボール
〃	青山 孝明	ビーチバレーボール
〃	土方 直樹	ビーチバレーボール
〃	長崎 柊人	体操
〃	弓矢 暖人	レスリング
〃	弓矢 紗希	レスリング
〃	服部 沙也加	ハンドボール
〃	小久保 真旺	フェンシング
〃	井上 拓茉	柔道
三重県スポーツ奨励賞	阪本 祐也	水泳(競泳)
〃	大杉 兼心	ボクシング
〃	基山 仁太郎	レスリング
〃	山本 和佳	レスリング
〃	田嶋 瑞貴	山岳
〃	日沖 悠	カヌー
三重県スポーツ功労団体賞	A G F 鈴鹿株式会社	
〃	N T N 株式会社桑名製作所	
〃	特定非営利法人ヴィアティンスポーツクラブ	
〃	相好株式会社	
〃	三重県ソフトテニス連盟	
〃	住友電装株式会社	

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

平成 30 年 2 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重用水土地改良区（四日市市平尾町大字大池 2765 番地 3）

退任理事

四日市市寺方町 167 番地

高 田 征 二

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 2 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

古田井土地改良区（松阪市嬉野新屋庄町 387 番地）

退任理事

松阪市嬉野新屋庄町 387 番地

鈴木 壽

〃 嬉野野田町 340 番地

松田 幸雄

〃 嬉野中川町 1020 番地 1

佐田 昌之

〃 嬉野黒田町 204 番地

津村 征一

〃 〃 102 番地 4

河野 弘

〃 嬉野見永町 258 番地

福本 薫

〃 〃 686 番地

清水 栄一

〃 嬉野新屋庄町 794 番地

北川 常一

〃 〃 425 番地 1

辻 泰幸

〃 〃 268 番地 2

井戸 洋一

〃 〃 51 番地

前田 昭明

退任監事

松阪市嬉野新屋庄町 99 番地

山本 達也

〃 嬉野見永町 259 番地

福本 忠

就任理事

松阪市嬉野新屋庄町 387 番地

鈴木 壽

〃 嬉野黒田町 202 番地

松田 広司

〃 嬉野中川町 1020 番地 1

佐田 昌之

〃 嬉野黒田町 95 番地 5

垣内 寿

〃 嬉野野田町 86 番地

山田 浩幸

〃 嬉野見永町 247 番地

伊藤 良一

〃 〃 686 番地

清水 栄一

〃 嬉野新屋庄町 794 番地

北川 常一

〃 〃 425 番地 1

辻 泰幸

〃 〃 429 番地

南条 弘幸

〃 〃 51 番地

前田 昭明

就任監事

松阪市嬉野新屋庄町 99 番地

山本 達也

〃 嬉野見永町 240 番地 1

渡邊 賢一

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 2 月 6 日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 2 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業地域
松阪市飯高町宮本及び同市飯高町七日市

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成30年2月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 平成29～32年度 三重県鈴鹿庁舎清掃・警備業務委託 |
| 2 | 担当部局 | 鈴鹿市西条5丁目117番地
三重県鈴鹿地域防災総合事務所地域調整防災室 |
| 3 | 落札者決定日 | 平成30年2月19日 |
| 4 | 落札者 | 三重県桑名市有楽町61番地
キクタ総業株式会社 代表取締役 菊田 喜之 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 62,910,000円
契約金額 68,571,900円 |
| 6 | 決定手続 | 総合評価一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 平成29年12月19日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
